

技術資料等説明書

国土交通省九州地方整備局「大隅河川国道事務所管内（桜島直轄砂防事業）における災害時等応急対策業務（測量・観測・調査検討等）に関する基本協定」の締結業者については、関係法令に定めるもののほか、この技術資料等説明書によるものとする。

1. 公告日 令和 4年 2月 3日

2. 公告者 国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所長 岩男 忠明
鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1

3. 基本協定の概要等

(1) 基本協定の目的

本協定は、大隅河川国道事務所が担当する直轄砂防区域及び土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（以下「土砂法」という）の第29条に基づき行う緊急調査（河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流、河道閉塞による湛水、火山噴火に起因する土石流）を担当する下記（2）の区域内において、火山噴火・土石流等の大規模な災害が発生若しくは災害の発生が予測された場合に大隅河川国道事務所が行う緊急調査や応急対策の計画立案等を実施することを想定し、災害発生範囲の地形変状把握及び被害想定範囲の検討等を行う実施業者をあらかじめ定め、災害の拡大防止に資することを目的とする。

また、「九州地方整備局防災業務計画書」に基づき災害対策本部長、災害支援本部長もしくは、応援対策本部長（九州地方整備局長）から出動命令があった場合は、大隅河川国道事務所が管理する直轄砂防施工区域以外（他の直轄事務所、他の地方整備局、地方自治体）においても同様とする。

なお、本協定の協定書は別紙-1（募集区分（1））又は別紙-2（募集区分（2））又は別紙-3（募集区分（1）及び募集区分（2））のとおりとする。

(2) 業務実施場所

大隅河川国道事務所直轄砂防事業を施行する区域（鹿児島市桜島島内の11河川）及び土砂法に基づき緊急調査を担当する市町村（鹿児島市、垂水市、鹿屋市、始良市、霧島市、曾於市、志布志市、西之表市、奄美市、大崎町、東串良町、肝付町、錦江町、南大隅町、中種子町、南種子町、屋久島町、瀬戸内町、龍郷町、喜界町、徳之島町、天城町、伊仙町、和泊町、知名町、与論町、三島村、十島村、大和村、宇検村）とする。

また、「九州地方整備局防災計画書」に基づき、出動命令があった場合は、命令のあった地域も同様とする。

(3) 協定期間 令和 4年 4月 1日 ～ 令和 5年 3月 31日

(4) 基本協定締結後、災害等が発生し緊急的に業務を実施する場合は、速やかに業務請負契約を締結する。業務の実施に当たっては、関係法令等を遵守するものとする。

但し、基本協定を締結した場合でも災害等の発生がなかった場合は、実際の業務を行わないことになることを付記する。

4. 基本協定締結希望者募集区分

各募集区分毎に募集するが、募集区分を重複しての応募も可とする。

募集区分	内 容	協定締結業者数
募集区分（1）	河道閉塞や降灰に伴う地形変状等に関わるLP測量等及び人工衛星による撮影、画像収集、画像加工及び解析	5社程度
募集区分（2）	火砕流、溶岩流、土石流シミュレーションの実施と応急対策の計画立案等を行うための技術支援	5社程度

5. 応募資格要件

- (1) 予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)(以下「予決令」という。)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 上記募集区分の(1)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格あるいは令和3・4年度測量業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
なお、令和4年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
上記募集区分の(2)については、九州地方整備局(港湾空港関係を除く)における令和3・4年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争(指名競争)参加資格の認定を受けている、又は申請中であること。(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、当該地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること)。
なお、令和4年4月1日時点で認定されていない場合は、当該協定に参加する資格を有しない者の応募に該当し、応募を無効とする。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び技術資料の提出期限の日から締結業者決定の時までの期間に、九州地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (4) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又、はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (5) 平成23年度～令和3年度に完了した業務において、大隅河川国道事務所が発注した砂防事業に関する土木関係建設コンサルタント業務もしくは測量業務の実績を有すること。
- (6) 本協定に基づき災害応急対策活動等を実施する場合において、次に掲げる基準を満たす技術者が、本活動を総括的に管理できること。
 - ① 協定締結希望者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、「直接的かつ恒常的な雇用関係」とは、申請書提出日において3箇月以上の雇用関係にあることをいう。
上記「直接的かつ恒常的な雇用関係」が確認できない場合は、協定締結を認めないことがある。
 - ② 以下のいずれかの資格を保有していること。

募集区分(1)について

ア)	測量士
----	-----

募集区分(2)について

ア)	技術士(総合技術監理部門:建設-河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
イ)	技術士(建設部門:河川、砂防及び海岸、海洋)を有する者。
ウ)	土木学会認定技術者(特別上級、上級)を有する者(流域・都市または防災)
エ)	工学博士、農学博士あるいは理学博士(砂防に関する博士)

6. 基本協定締結者の決定方法

- (1) 基本協定の締結は、5. に掲げる応募資格要件を満たしている者。
- (2) 募集区分(1)については、災害時における実用性について評価を行い決定する。
- (3) 応募者が多数の場合は、募集区分(1)についてはDMデータの観測方法(安全対策含む)や観測精度、募集区分(2)についてはシミュレーションモデルの処理能力等について、ヒアリング等を実施して決定することがある。

7. 協定締結応募資格の確認等

- (1) 本協定締結の応募希望者は、次に掲げるところにより申請書及び技術資料等を提出し、応募資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに申請書及び技術資料等を提出しない者並びに応募資格がないと認められた者は、本協定締結に参加することができない。

- ① 提出期間：令和 4年 2月 3日（木）から令和 4年 2月 25日（金）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
電話：0994-65-2993 FAX：0994-65-9630
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第一課
担当：調査第一課 建設専門官（内線404）
専門官（内線501）
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等（郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。）により提出する。
 - ④ 申請書及び技術資料等の様式については、大隅河川国道事務所ホームページ（記者発表）に掲載する。
- (2) 申請書は、別記「様式-1」により作成すること。
- ① 会社の代表印を押印すること。
- (3) 参加資格の確認は、申請書及び技術資料等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は令和4年3月14日（月）までに書面にてFAXにより通知する。

8. 参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

- (1) 参加資格がないと認められた者は、当職に対して参加資格がないと認められた理由等について、次により書面にて説明を求められることができる。（様式は自由とする。）
- ① 提出期限：令和 4年 3月 16日（水） 17時00分。
 - ② 提出場所：上記7.（1）②に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX又は持参、郵送等（郵送は書留郵便に限る。）により提出する。
（注）FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所調査第一課建設専門官へ電話で確認すること（不在の場合は調査第一課職員で可）。
- (2) 当職は、説明を求められたときは、令和4年3月23日（水）までに説明を求めた者に対し、書面にてFAXにより回答する。

9. 申請書、技術資料の作成要領及び留意事項 （必須）

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 申請書 [様式-1]	様式は[様式-1]とし、必ず会社の代表者印を押印すること。
(2) 企業の実績 [様式-2]	様式は[様式-2]とし、大隅河川国道事務所が発注した砂防事業に関する土木関係建設コンサルタント業務もしくは測量業務の実績を記載
(3) 技術者の資格 [様式-3]	様式は[様式-3]とし、技術者の資格の確認できる資料を提出する。なお、複数の技術者を登録することも可能とする。
(4) 観測方法・機器の詳細について [様式-4-募集区分(1)]	様式は[様式-4]-募集区分(1)とする。 募集区分(1)を希望される企業のみ提出 観測方法、使用機械の詳細について記載
(5) 計算手法の詳細について [様式-4-募集区分(2)]	様式は[様式-4]-募集区分(2)とする。 募集区分(2)を希望される企業のみ提出 使用するシミュレーションモデルの詳細について記載
(6) 協定締結希望募	様式は[別添-1]とする。

10. 本基本協定に関する手続等

- (1) 担当部局は、上記7.(1)②に同じ。
- (2) 技術資料等説明書の交付期間、場所及び方法
 - ① 交付期間：令和 4年 2月 3日(木)から令和 4年 2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで。
 - ② 交付場所：〒893-1207 鹿児島県肝属郡肝付町新富1013-1
国土交通省九州地方整備局 大隅河川国道事務所 調査第一課
 - ③ 交付方法：大隅河川国道事務所ホームページ(記者発表)に掲載する。
- (3) 協定締結参加資格確認申請書及び技術資料等の提出期間、場所及び方法
 - ① 提出期間：令和 4年 2月 3日(木)から令和 4年 2月25日(金)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記7.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。託送は書留郵便と同等のものに限る。提出期間内に必着。)により提出する。

11. 技術資料等説明書に対する質問

- (1) この技術資料等説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
 - ① 提出期間：令和 4年 2月 3日(木)から令和 4年 2月17日(木)までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から17時00分まで
 - ② 提出場所：上記7.(1)②に同じ。
 - ③ 提出方法：FAX、持参又は郵送等(郵送は書留郵便に限る。)により提出する。
(注)：FAXで提出した場合は、FAX送信後、大隅河川国道事務所 調査第一課建設専門官へ電話で確認すること(不在の場合は調査第一課職員で可)。
- (2) (1)の質問に対する回答は、書面により令和4年2月22日(火)までに行う。

12. 本協定締結業者の決定及び通知

本協定の締結業者については、技術資料の提出に基づき評価・決定する。その結果は、令和4年3月14日(月)までにFAXにて通知し、その後郵送にて送付する。

13. その他

- (1) 申請書及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (2) 当職は、提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (3) 提出された申請書及び技術資料等は、返却しない。
- (4) 提出期間以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。